

令和8年度後期授業料免除申請要項

1 授業料免除の概要および対象者

令和8年度後期における授業料免除を、次のとおり実施します。

4年生以上対象

(ア) 修学支援法に定める授業料減免（第134号第3条）

次の①②の者のうち、大学等における修学の支援に関する法律第4条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合

- ① 学科の第4学年以上に在学する対象学生
- ② 専攻科に在学する対象学生

「高等教育の修学支援新制度」による授業料減免です。

日本学生支援機構が実施する給付奨学金と授業料等減免を併せて受けられる制度です。

(ア)の申し込みはこの要項とは別に手続きを案内しています。以下の本校ホームページの「日本学生支援機構 令和8年度給付奨学生（春の在学採用）の募集について」をご確認の上、お申し込みください。

(ホーム> 在校生・保護者の方へ> 奨学金・授業料免除等> 高等教育の修学支援新制度)

<https://kumamoto-nct.ac.jp/shien/support/shugaku-shien2/>

※4年生以上の方は先に(ア)のお申し込みをご検討ください。

次の(イ)(ウ)の授業料免除も、申請条件に当てはまる場合、(ア)と併せて申請することが可能です。

(ア)と(イ)に申請し両方で許可された場合、最終的な免除額はいずれか大きい額です。

例えば (ア)で1/3減免、(イ)で半額免除が許可された場合、半額免除となります。

※なお、令和8年度前期までに(ア)に申請し、採用された方は、申請を行わないでください。(現在、停止、休止の方も含む。)

全学年対象

(イ) 災害等による授業料減免（第134号第4条）

次の①又は②に該当する事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 免除算定基準日(原則、前期は4月1日。後期は10月1日。)前6月以内(新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(ウ) その他特別な事由による授業料減免（第134号第10条）

次の①～④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合

- ① 免除算定基準日前6月以内において、学資負担者の失職等理事長が定める理由により著しい家計の急変があった者
- ② 在学した期間が通算して36月を超える者等、就学支援金の受給資格のない学科の第3学年以下の学生であり、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格がある学科の第3学年以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある者

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。詳しくは裏面に記載の提出先へお尋ねください。

※2 「学業優秀」とは、一年次及び編入学生について、前期は、中学校(編入学生は、直前に在籍していた学校)在学時の成績又は入学試験の成績が入学者の上位3分の2以上であること若しくは校長がそれらと同等の学力があると認めることです。また後期は、授業料免除を行う期の直前の学期における成績が上位3分の2以上であること又は校長がそれらと同等の学力があると認めることです。その他の学年の学生については、授業料免除を行う期の直前の期において、各学校が定める標準単位数を修得し、成績が上位3分の2以上であること又は校長がそれらと同等の学力があると認めることです。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別の事情があると校長が認める者については、特例が認められます。なお、修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者(授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。)は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

(イ) と (ウ) の申し込みについて

2 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

3 その他

- ・虚偽申告が発覚した場合は、認定を取り消し、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免又は免除していた授業料等について、支払いを求めます。
- ・前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれの期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

4 提出書類

以下の本校公式 Web サイトを確認し、必要な書類を提出してください。

※様式は本校公式 Web からダウンロードできます。また、希望者には担当窓口でも配布します。

【本校公式 Web サイト】授業料免除 <https://kumamoto-nct.ac.jp/shien/support/menjo/>

提出書類	様式1 (授業料免除申請書) および 家族状況等の確認書類
提出期限	10月1日(木) 17時



※提出書類に不備・不足がある場合は受付できません。

※提出期限までに申請書類が提出されなかった場合は申請がなかったものとみなし、期限後は受け付けません（家計急変の場合を除く）。

※申請を途中で辞退する場合は、提出先(担当)へ申し出てください。

※ご不明な点等ありましたら、提出先(担当)までお問合せください。

■家族状況等の確認書類

- ・(様式2)家族状況等申告書
- ・(様式2)家族状況等申告書で「はい」にチェックした行の右に記載されている書類すべて
- ・免除申請者と生計を一とする 世帯全員分 の住民票の写し ※1
- ・免除申請者と生計を一とする 世帯全員分 の所得証明書 ※2 (令和8年度(令和7年分))

★上記以外にも、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

※1 住民票の写しについて

- ・世帯の構成員に変更がなく前期に提出している場合、再度提出は不要。(世帯員が増えた場合は、その方を含む世帯全員分の住民票を提出。)

※2 所得証明書について

- ・通常6月以降に発行されます。
- ・記載が必要な事項…給与収入額, 合計所得金額, 課税標準額, 市民税・県民税額、所得控除の内訳
- ・就学者、15歳未満、専業主婦等も提出対象。
- ・所得がなく所得証明書が発行されない場合は、代わりに非課税証明書を提出。

(収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について、無収入申立書による申立てを行う場合は、新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない)

■提出先 (担当)

【八代キャンパス】

学務課学生係

〒866-8501 八代市平山新町 2627

TEL : 0965-53-1233

メール : g-gakuse@kumamoto-nct.ac.jp

【熊本キャンパス】

学生課学生支援係

〒861-1102 合志市須屋 2659-2

TEL : 096-242-6229

メール : shien@kumamoto-nct.ac.jp